

平成30年度北海道大学大学院公共政策学教育部

一般選考入学者試験「専門科目試験問題紙」

科目試験区分： A 法律（民法、行政法）

答案作成上の注意

1. 試験の合図があるまで、この問題紙を開いてはならない。
2. 問題紙は、民法は1枚、行政法は問題紙1枚と参考条文1枚である。
3. 解答用紙は両面のものが、民法は1枚、行政法は1枚である。
4. 解答用紙はすべて必ず提出せよ。
5. 受験番号(2箇所)は、すべて解答用紙の指定された箇所に必ず記入せよ。
6. 解答はすべて解答用紙の指定された欄に横書きで記入せよ。
7. 判例及び書き込みのない所定の六法の持ち込みを認める。

平成30年度北海道大学大学院公共政策学教育部

入学者試験〈専門科目試験問題〉

試験科目：A 法律(民法)

以下の3問のうち、2問を選んで解答しなさい（配点各50点）。

第1問

Xは、酒店Yから、A社の製造しているaビール20本を購入したが、その際にaビールを3日後にYに自宅まで持つて来てもらうこととした。Yは、店にあった在庫15本と、A社から新たに仕入れた5本の計20本を、3日後にXの下に持参した。しかし、Xは「都合が悪いからまた後で来てくれ」などといい、ビールの受領を拒絶した。Yは店に引き返し、その20本を店舗の倉庫に保管しておいた。Yは倉庫に二重に鍵をかけ厳重に保管していた。しかし、当日の夜、倉庫に空き巣が侵入し、その20本は盗まれてしまい、以降行方が知れていない。

以上の事例において、下記の問い合わせに答えなさい。

- (1) XはYに対して、代わりのaビール20本の引渡しを請求できるか。
- (2) XはYに対して、債務不履行に基づく損害賠償を請求できるか。

第2問

Y社の従業員Aは、休日にY社の社用車（Y社のロゴが目立つように貼られている）を勝手に持ち出して運転中に、交差点に信号を無視して進入し、歩行者Xをはねて大けがをさせてしまった。Y社は私用での社用車の使用を固く禁じていたが、Aはこれに背いたものである。Xは、Y社の使用者責任を追及することができるか。自動車損害賠償保障法については論じなくてよい。

第3問

約定担保物権制度の存在意義について、具体例をまじえて説明しなさい。

平成30年度北海道大学大学院公共政策学教育部

入学者試験〈専門科目試験問題〉

試験科目：行政法（A 法律、B 行政）

以下の全ての問題に答えなさい。

1 Aは、産業廃棄物の処理を目的とする株式会社であり、平成15年11月5日、Y県知事から産業廃棄物処理施設（以下「本件処分場」という。）の設置許可（以下「本件処分」という。）を受けた。Aは、この許可申請の際、本件処分場の設置が周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査結果を記載した書類（以下「本件環境影響調査報告書」という。）を申請書の添付書類として提出した。これに対し、本件処分場の周辺住民X1、X2が、本件処分場には石綿が埋め立てられることになっているが、石綿の飛散防止策が不十分であるとして、平成16年3月5日、本件処分の取消訴訟を提起した。なお、X1の家は、本件処分場から500m離れており、本件環境影響調査報告書における調査対象地域内であるが、X2の家は、本件処分場から10km離れており、調査対象地域外である。Xらに原告適格が認められるかどうかについて、行政事件訴訟法9条及び参照条文に基づき、論じなさい。（60点）

2 行政処分の職権取消と撤回の違いを、複数の観点から説明しなさい。（40点）

平成30年度北海道大学大学院公共政策学教育部

入学者試験〈専門科目試験問題〉

〈参考条文〉

廃棄物処理法

第一条 この法律は、廃棄物の排出を抑制し、及び廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理をし、並びに生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とする。

第十五条第一項 産業廃棄物処理施設を設置しようとする者は、当該産業廃棄物処理施設を設置しようとする地を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。

第二項 前項の許可を受けようとする者は、環境省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。

略

第三項 前項の申請書には、環境省令で定めるところにより、当該産業廃棄物処理施設を設置することが周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類を添付しなければならない。

第四項 都道府県知事は、産業廃棄物処理施設について第一項の許可の申請があつた場合には、遅滞なく、第二項第一号から第四号までに掲げる事項、申請年月日及び縦覧場所を告示するとともに、同項の申請書及び前項の書類を当該告示の日から一月間公衆の縦覧に供しなければならない。

第五項 略

第六項 第四項の規定による告示があつたときは、当該産業廃棄物処理施設の設置に関し利害関係を有する者は、同項の縦覧期間満了日の翌日から起算して二週間を経過する日までに、当該都道府県知事に生活環境の保全上の見地からの意見書を提出することができる。

第十五条の二第一項 都道府県知事は、前条第一項の許可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

第一号 その産業廃棄物処理施設の設置に関する計画が環境省令で定める技術上の基準に適合していること。

第二号 その産業廃棄物処理施設の設置に関する計画及び維持管理に関する計画が当該産業廃棄物処理施設に係る周辺地域の生活環境の保全及び環境省令で定める周辺の施設について適正な配慮がなされたものであること。

第三号 申請者の能力がその産業廃棄物処理施設の設置に関する計画及び維持管理に関する計画に従つて当該産業廃棄物処理施設の設置及び維持管理を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして環境省令で定める基準に適合するものであること。

(以下 略)